防 災 行 政 無 線 機 器 貸 与 申 請 書

別記の防災行政無線機器の貸与条件に同意して、高島市防災行政無線の設置および管理に関する条例施行規制第２条第１項に基づき、申請します。

令和　　年　　月　　日

高島市長　福井　正明　様

申　請　者

住　　所　高島市　　番地

氏　　名

電話番号　　―

自治会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

戸別受信機　　新　規　・　故障交換

※どちらかに〇を付けてください。

担当課記入欄
≪　機器番号　≫
≪　受付番号　≫
≪　お渡し期限　≫

（申請書裏面）

別記

防災行政無線機器の貸与条件

１　貸与機器を常に良好な状態で維持管理すること。

２　貸与機器を改造したり、他の目的に使用しないこと。

３　貸与機器を転貸、譲渡または担保に供してはならないこと。

４　貸与機器の異常を発見したときは、直ちに市長に届け出ること。

５　借受者は、住所を市外へ転出し、または転居した場合は、貸与機器を必ず市役所まで返還すること。

６　貸与機器を亡失し、または損傷した場合は、これに相当する経費を負担すること。

７　貸与機器の維持管理経費（電気代、電池交換等）は、借受者において負担すること。